

# 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月27日 14時40分ごろ
発生場所	山口県下関市彦島北方沖 下関港南風泊A防波堤東灯台から真方位005° 530m付近 (概位 北緯33° 57.6′ 東経130° 53.0′)
事故の概要	漁船第五共進丸は、西北西進中、前路で漂流していたプレジャーボート宏和丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第五共進丸、18トン FO2-6299福岡、共進水産有限会社 第290-57176号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 宏和丸、2.6トン YG3-61298、個人所有 第292-35050号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船尾のオーニングに曲損、右舷船尾部ブルワークに亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、平成29年6月27日14時15分ごろ福岡県宗像市鐘崎漁港に向けて下関市下関漁港（本港地区）を出港した。 A船は、彦島大橋の下を通過し、船長Aが、目視及びレーダー2台を使用して周囲を確認したところ、航行の支障となる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、操舵席に腰を掛け、約14ノットの対地速力で自動操舵により西北西進した。 A船は、彦島北方沖を西北西進中、船長Aが、スマートフォンの操作を行っていたところ、14時40分ごろ衝撃を感じ、停船した。 船長Aは、本事故時、電子ホーンの音を聞かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、彦島北方沖で機関を停止して漂流中、釣りをしていたところ、A船が東南東方約800m先から接近するのに気付き、電子ホーンで長音を3回吹鳴して注意を喚起したものの、A船の進路及び速力に変化が認められなかったため、衝突の危

	<p>険を感じて右舷側に退避したとき、A船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、船長Aが、周囲の見張りを行った際、前路に航行の支障となる他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、スマートフォンの操作をしていて見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、東南東方約800m先から接近するA船に気付き、A船に対して汽笛で長音を3回吹鳴して注意喚起したものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、彦島北方沖において、A船が、西北西進中、船長Aがスマートフォンの操作をしていて見張りを行っていなかったため、前路で漂泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断することができるよう、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>